

平成27年度第6回政治資金適正化委員会

(開催要領)

1. 開催日時：平成28年3月25日（金） 10時25分～11時35分
2. 場 所：総務省 10階共用会議室
3. 出席委員：伊藤鉄男、小見山満、日出雄平、大竹邦実、田中秀明の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の改定について
 - (2) 平成26年分収支報告に係る政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果（総務大臣分及び都道府県選挙管理委員会分）について
 - (3) 政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について
 - (4) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について
 - (5) その他
3. 閉 会

(配付資料)

- 資料1-1 政治資金監査マニュアルの改定（平成28年3月）の概要
- 資料1-2 政治資金監査に関する具体的な指針(政治資金監査マニュアル)【平成28年3月改定版】
- 資料1-3 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の改定新旧対照表
- 資料2 平成26年分収支報告に係る政治資金監査報告書について（総務大臣分及び都道府県選挙管理委員会分）
- 資料3 平成28年度フォローアップ研修の説明ポイント（実務向上研修）
- 資料4 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状況
- 資料5 登録政治資金監査人の登録及び抹消の状況

資料A-1-1 政治資金監査マニュアルの改定（案）第5回政治資金適正化委員会からの主な変更点

資料A-1-2 政治資金監査に関する研修テキストの改定（案）第5回政治資金適正化委員会からの主な変更点

資料A-2 政治資金監査に関する研修テキスト【平成28年3月改定版】

資料B 平成26年分収支報告に係る政治資金監査報告書について（総務大臣分及び道府県選挙管理委員会分）

資料C 平成28年度政治資金監査に関するフォローアップ研修資料

（本文）

【伊藤委員長】 それでは、少し早いですけれども、ただいまから平成27年度第6回政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り、まことにありがとうございます。

議事に入る前に、平成27年度第4回委員会の議事録についてでございます。事前に各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第4回委員会の議事録について、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【伊藤委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで事務局において適切に管理していただきたいと思っております。

また、平成27年度第5回委員会の議事録につきましては、お手元にお配りしておりますので、同様に御意見等ありましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の第1の議題といたしまして、「政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の改定について」の説明を事務局にお願いします。

【水谷参事官】 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の改定及びテキストの改定について御説明申し上げます。お手元の資料1-1を御覧いただけますでしょうか。

前回、第5回委員会におきまして、改定の方針について御議論いただきました内容でございます。繰り返しになりますが、ざっと御説明申し上げますと、今回の改定の趣旨といたしましては、昨年10月に行われました、政治資金監査人に係る業務制限の範囲についての、政治資金規正法施行規則の一部改正を盛り込んで、マニュアルの改定を行うという

ことが一番の中心でございます。

そのほか、マニュアルの記載の趣旨の明確化ということで、政治資金監査報告書の記載事項に関する説明を、項目ごとに分けて見出しを設定したり、記載例の追加等を行っておるところでございます。

ちなみに1番のところの注にも書いてございますが、今回の改定により、政治資金監査の実施方法や政治資金監査報告書の記載例について実質的な変更を生ずるものではございません。したがって、今回3月改定という形にしても、今まさに平成27年分の政治資金監査が行われている真っ最中でございますが、さして影響はないのではないかと考えているところでございます。ただ、現場でいたずらに混乱を生むことがないように、3のスケジュールのところを書いてございますが、本日改定内容について御決定いただきますが、実際に積極的に周知してまいりますのは、6月以降の登録政治資金監査人に対する研修や、あるいは6月末までには全ての登録政治資金監査人のお手元に、この政治資金監査マニュアルに関するテキストがお手元に届くようにする段取りとなっておりますところでございます。

1点、御報告ですが、資料の2つほど飛ばしていただきまして、A-1-1という資料を御覧いただけますでしょうか。前回、委員会の場に案という形でお諮りしたものから、変更点が3カ所ほどございまして、そちらを説明する資料でございます。左側が今回の提示案、右側が前回の委員会において提示した案というものでございます。

まず、マニュアルの本体ではないのですが、マニュアルの前文に、はじめにというところがございまして、これは過去から改定をするたびに、策定当時の、平成20年当時のはじめとともに、改定時の全ての委員さんのお名前とともに、改定の趣旨を記入するというのが慣例となっております。今回につきましては、22年9月及び25年6月に改定を行ってきたという経緯を踏まえた後で、先ほども説明いたしました、業務制限の範囲に関する政治資金規正法の施行規則の一部改正の反映などの改定を行ったという趣旨を淡々と記述しているところでございます。

続きまして、1枚おめくりください。業務制限の範囲のところの説明でございます。前回は、右ページに書いてございますとおり、①、②、③、④という4つに分類しておりました。④号が今回新たにつけ加わった部分だったわけでございますが、今回この規定ぶりを若干見直しまして、法律と省令の規定と合わせた記述をしております。

具体的には6の①と申しますのが、政治資金規正法の第19条の13第5項というところ

ろにこの業務制限があるのですが、そこに記述されている例示でございまして、②から⑤が省令17条の1号、2号、3号、4号に該当する記述となっております。正確に書くという趣旨でこのように書き改めさせていただきました。

3ページを御覧ください。今回のマニュアルの見直しの中で、従前「使用人等」という言葉が裸で使われておりまして、若干定義がないのが曖昧ではないかということであったことから、前回は右ページに書かれておりますとおり、使用人その他の従業者、これを以下「使用人等」と言いますという定義規定を設けたのですが、実はこの参考欄に書いておりますが、この後ろの方にあります記載例の中で、3の業務制限のところの2つ目の文例のところ、政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様であるという記載例にしております。以下「使用人等」という定義規定をつくってしまいますと、この部分も使用人等にしなければいけなくなるという、若干不具合が生じたことから、この定義規定の書きぶりを左ページのように改めさせていただきました。具体的には使用人等で、これは使用人その他の従業者等をいうと。使用人等と書かれていたら、こういうふうにいうのですという定義規定に書き改めさせていただいたという技術的な変更でございます。

以上が政治資金監査マニュアルに関する、前回からの変更でございます。

続きまして、その次の資料のAの1-2を御覧いただけますでしょうか。政治資金監査マニュアルとともにセットで、登録時研修等において使う政治資金監査に関する研修テキストというものがございます。いわゆる監査マニュアルの解説を施したものというイメージでございますが、そちらにつきましても若干今回修正を加えております。

まず、資料にはございませんが、今回のテキストの主な改定点は、第1点は先ほど来申しております業務制限の範囲に関しまして、図表等を加えてわかりやすく説明すること。もう1点が払込金受領証について改定したQ&Aを反映することというのが一番大きな改定点でございました。

このテキストにつきましても、前回から2点ほど修正を加えさせていただいております。

まず1点が、先ほどマニュアルの3点目に出しました、使用人その他の従業者の関係でございます。今回、1ページ目がさきの委員会で提示したものでございますが、このように使用人の定義を書いたところ、従前下の方にあります使用人等とはという解釈を示した部分があったわけですが、この部分がほぼ上の方の青い枠囲いで説明され尽くしていることから、あまり整合性が取れていないかと考えました。

そこで2ページの方を御覧いただきたいのですが、先ほど申しましたとおり、マニュアルの方、若干表現は変わりましたが、上段を変えてはおりません。下のグレーの使用人等の解説欄のところを、従前からありますQ&Aを踏まえまして、使用人等とはこういったものをいい、雇用契約の有無を含めて特段の条件、資格を要するものではない。使用人等の届け出は必要ないけれども、政治資金監査契約書において、使用人等の氏名、地位、資格を国会議員関係政治団体に対して明らかにしていくことが望ましいというような記述を加えさせていただきました。

ちなみにこのQ&Aの方につきましても、一覧性の維持という観点から、今回このテキストに同じような内容を入れますが、このQ&Aも従前どおり維持してまいりたいと考えておるところでございます。

続いて3ページを御覧ください。もう1箇所、修正いたしましたのは、会計帳簿等の関係書類の記載方法について、記載例の説明のところでございます。前回はこの四角いところが記載例の例になっているわけでございますが、その下にあった注も含めて、この上段に持ってくるというような話をしたところでございます。具体的には問題になりますのが、この青い枠囲いのところなのですが、監査の結果(4)、こちらは領収書等を徴し難かった支出の明細書と振込明細書に係る支出目的書に係る監査の結果を書く部分でございますが、当初の表現といたしましては、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書が存在しなかった場合には、その旨を記載することと書かれているだけでございました。

4ページの方を御覧いただきたいのですが、これを現在もあります政治資金監査報告書のチェックリストの表現に合わせまして、若干丁寧に書き改めたものでございます。具体的には、ここに2つの書類があるわけですが、2つともなかった場合にはなかったことを書けということが、さきの記述では明確なのですが、どちらか一方の書類がなかった場合の取り扱いについて、若干疑義が生じたことから、今回はこの4ページの青枠で囲んだ部分の青字のように書きまして、両方の書類のうち、存在する書類のみを記載することと。また、法の規定上いずれの書類も作成する必要がなかった場合には、当該書類は存在しなかった旨を記載することというように記述を丁寧に改めた次第でございます。テキストの修正点は以上の2点でございます。

一応、今回の成果物ということで、テキスト、マニュアルをそれぞれおつけしておりますが、ボリュームも多いことから、説明は割愛させていただきます。

以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

このマニュアルとテキストというのは、新しく印刷するわけですね。それは研修に来た人に配るのですか。それとも、登録している人にはみんな送るわけですか。

【水谷参事官】 こちらの政治資金監査マニュアルの方につきましては、一般に国会議員の先生の事務所とか、政党にお配りしております。この内容は、事実上このテキストに含まれていますことから、4,600人余りいらっしゃる全ての登録政治資金監査人のお手元にこちらのテキストを6月末までにお届けするというように考えております。

【伊藤委員長】 それでは、本議題につきましては、御了承いただいたということで、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【伊藤委員長】 政治資金監査に関する具体的な指針(政治資金監査マニュアル)の改定につきましては、これで決定いたします。

次に第2の議題といたしまして、「平成26年分収支報告に係る政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果(総務大臣分及び都道府県選挙管理委員会分)について」の説明を、事務局をお願いします。

【水谷参事官】 はい。お手元の資料2と資料Bをご用意ください。

まず、資料2の方が公表される資料でございます。こちらの調査につきましては、制度が導入されて以来、毎年行っているものでございまして、調査としては平成22年以来、6回目でございます。

まず、政治資金監査の結果でございますが、政治資金監査の対象となった事項について、全て確認できた、いわゆる記載例1と支出がゼロの記載例4を合わせた割合が、昨年比べて向上いたしてきております。

総務大臣分で申しますと、25年分が95.8%だったものが、96.6%。都道府県選管分が97.6%が98.1%。全体でも97.1%が97.7%というようになっております。その具体的な団体数が、まず総務大臣分が760団体のうち、734団体。そして、2ページに都道府県選管分を2,332団体、参考としてトータルの3,092団体ということが書いてあるわけでございます。

右ページの内容につきましては、委員限りの資料の方にも書かれておりますので、そち

らの方で説明することとして、続きましてこの資料Bの方をお開きいただけますでしょうか。より詳細に書いておりますのが、こちらでございます。

まず、調査結果の概要を先ほども御説明申し上げましたが、もう1点若干補足申し上げますと、調査団体数、例えば総務大臣分におきましては、760団体となっておりますが、今回、平成26年中に、収支報告書を提出すべき義務のあった団体が全体で812団体ほどございました。

これは定期分。一年間を通じて国会議員関係政治団体であった定期分の他に、一年の途中で解散したり、あるいは国会議員関係政治団体からその他の政治団体になったものも含めてでございますが、812団体のうち、760団体、93.6%の提出率となっておりますのでございます。93.6%のうちの96.6%に当たります、734団体が対象となった事項の全てについて確認ができたということでございますので、おおむね全体で見ると、提出すべき団体の9割以上の団体が明らかになったという状況でございます。

この状況、調査団体数のところは、前回平成25年分が907団体でございますが、これはたまたま選挙があったりすると、公職の候補者、国会議員に立候補される方が増えたりして、国会議員関係政治団体が増えたりすることから、昨年はたまたま選挙等がなかったことから減ったものというように推察されておるところでございますが、この提出率につきましても、昨年907団体となっておりますが、全体では949団体で95.6%。傾向としてはおおむねどっこいどっこいかという感じでございます。

全体に見ましても、総務大臣分と都道府県選管分で今回3,092団体、概数で報告があったという形になっておりますが、全体で国会議員関係政治団体、提出義務のある団体が3,326団体と聞いて伺っておりますので、トータルでも93%ぐらいの提出率だったという状況でございます。

続きまして、その内訳について入ってまいりたいと思います。2ページを飛ばして、3ページの3番で、政治資金監査の実施場所のところでございます。これは総務大臣届け出分の760団体の内訳でございますが、主たる事務所で実施したものと、主たる事務所以外で実施したものですが、こちらにつきましましては、昨年同様約2割の団体が主たる事務所以外の場所で実施しているという傾向でございました。

4ページをお開きください。具体的にはどういう理由で主たる事務所以外で実施していたのかというところを分析したのが2番でございます。効率的な実施とか、遠隔地であるといった理由が見受けられた。傾向としては昨年とあまり変わっていないという状況でござ

ございました。

なお、問題点といたしましては、5ページが一番上の②のところがございますが、具体の場所及び住所の記載されていないというものが13団体ほどございまして、政治資金監査報告書におきましては、主たる事務所以外で実施した場合には、具体的な実施した場所と住所を書くことになっておるのですが、いずれかがなかったものが13団体あったという状況でございます。

続きまして、監査の結果でございます。こちらは政治資金監査報告書の第1号監査事項が保存対象書類の確認でございますが、一番多かったのは、例年と同様の傾向でございますけれども、保存されていないはずの書類が明記されていたり、保存されているはずの書類が明記されていなかった。例えば例示で申しますと、支出がゼロにもかかわらず、領収書等が保存されていたというように列記されていたといったような例が、63件ほどございました。

続いて(3)の第3号監査事項。収支報告書の必要記載事項の確認のところですが、こちらにつきましても、やはり①のところ、保存されていないはずの書類が明記されていたり、保存されているべき書類が明記されていなかった。保存されていないはずの書類に基づいて収支報告書の必要記載事項が確認できたというようなことが書かれていたというのが、92件と一番多くございました。

6ページ、第4号監査事項。徴難明細書の必要事項の確認でございますが、こちらにつきましても、本来保存されていないはずの書類が明記されていたり、保存されているべき書類が列記されていない。支出がゼロにもかかわらず、徴難明細書といったものが会計帳簿等に基づき記載されていたというものが、75件ほどあったということでございまして、全体として見ますと、政治資金監査を行ったにもかかわらず、政治資金監査報告書の表面だけでも相矛盾した、書類の列挙というところで相矛盾した記述が行われていたというものが、50件から100件の間程度、それぞれ見られたという状況でございます。

続きまして8ページ以降が都道府県選管分の調査の結果でございます。こちらにつきましては、該当した政治団体数、件数を言うのではなくて、47都道府県にこういったものに該当するケースがありましたかという、アンケート調査。母数47の中で、該当のあるなしというものを調査したものでございます。監査の概要の中での不備というのはどうでしたかと聞きますと、やはり監査の概要のところにつきましては、全ての書類についてあるなしを含めて書くというはずになっているのですけれども、そのあたりが列記されてい

なかったというのが、昨年同様多々見られたという次第でございます。

それから9ページの、Q4の監査の結果のところでございますが、こちらにつきましても、先ほど説明した総務大臣分と同様に監査の結果の中で不備を指摘する事項。22選管の中で多かったのが、まず保存されていないはずの書類が記載されていた、あるいは保存されているべき書類が記載されていなかったのが、14選管。それから領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書が存在しなかったため、監査の結果の(4)を削除していた、こういったケースが多かったようでございます。この(4)の削除しているケースを避けるために、先ほど説明した政治資金監査に係る研修テキストにおいては、記述を若干丁寧にしたという背景がございます。

続きまして10ページの方をお開きいただけますでしょうか。ここは任意的な自由アンケートの部分でございます。かなり似たことが書いてございます。加工せずにそのまま挙げてございますので、上の方からざっと拾っていきますと、表間の突合とか、領収書との突合が多いとか、領収書と支出年月日や支出先住所等が相違しているとか、金額の足し上げ等、明らかな形式不備、計算誤りや領収書との不整合といったものが、各選管から御意見として挙がってきております。

そのほか、特に目立つものを挙げますと、下から7つ目ぐらいに、政治資金監査マニュアルに記載する公選法上の支出の有無について確認を徹底してほしい。これはなかなか微妙な問題になりますが、こういった意見も出てきております。

それから、下から3つ目。これは制度改正を伴うので、なかなか直ちには難しいかと思うのですが、登録政治資金監査人の業務範囲を支出だけでなく、収入も含むことにして、全体に責任を持っていただきたいというような御意見も選管からは挙がってきておるところでございます。

それから11ページが収支報告書と添付書類についての状況でございます。こちらにつきましては、平成25年分が38の選管で不備等があった例が、今年は21とかなり改善されている状況でございます。具体的には何が多かったかといいますと、領収書の写しの添付書類が漏れていたというのが、大分改善されてきた、あるいは書類の必要記載事項の記載が漏れていたというものが、大分改善しているようでございます。

それから12ページ、収支報告書の提出後に生じた事情とその対応でございます。当委員会といたしましては、収支報告書を提出した後に訂正があった場合には、政治資金監査を改めて受けることが望ましいというような指針を示しているところでございますが、そ

の実態がどうであるかということを知りたいと考えています。

47の選挙のうち、22の選挙で収支報告書の支出の内容に訂正した政治団体、国会議員関係政治団体があったと。そのうち7件の選挙においては、政治資金監査報告書が新たに提出されたということになります。他方、15の選挙においては確認を受けなかったというような状況であったようでした。

それから13ページ、少額領収書等の写しの開示制度の関係でございます。たまたま平成26年におきましては、政治とカネの問題がいろいろと国会等で論議されたこともありまして、25年分が9の選挙であったのに対して、36の選挙で開示請求がなされました。公序良俗等に違反するといった理由で、不開示した案件は全くなかったという状況でございます。

5のその他のところでございます。こちらも全体に、政治資金監査適正化委員会に対する意見でございますが、最初の(1)の2つ目の・あたり、監査マニュアルに対して、監査の実態が伴っていない。年1回の研修参加義務や更新制の導入といったことはできないか。あるいは、3つ目の・のところ、個別指導で改善が見られない監査人に対しては、資格停止など厳しい対応が考えられないかといったような御意見を頂戴しております。

それから登録政治資金監査人に対する研修、監査の周知徹底に係るものとして、13ページが一番下から次のページに行っていますが、要旨公表後においても、収支報告書を訂正した事例が複数あったので、しっかりと政治資金監査人を指導していただきたいという意見をいただいております。

それから(3)の少額領収書の開示に関しては、制度的には問題ないのですが、事務負担が結構あるので、いろいろと考えていただけないだろうかというような御意見をいただいております。

その他のところで気がかかりましたのが上の2点でございます。前回まで御議論いただきました、質の向上との取り組みの関係でございます。

まず、一つ目の・のところは、質の向上に関しまして、各都道府県選挙における業務をいわずらに増やすことがないよう御配慮願いたいというものです。

2点目が、次回の調査から、個別の指導・助言の取り組みに関して、確認項目以外の項目について、具体的には収支報告書の金額と領収書に不一致があった場合には、都道府県選挙において任意で報告していただければ、指導助言の対象としますよということをお願いしたのですが、それに対して選挙職員では知識も少なく、対応に苦慮しており、

事務的な負担も増加しているという御意見を頂戴いたしました。

これに対しては、私どもとしては、あくまでも任意の報告ですので、できる範囲でお願いをしたいというように説明してまいりたいと考えております。

以上が調査結果の概要でございますが、この結果を踏まえまして、今後どのように当委員会として対応していくべきか。事務局の考え方を示しましたのが、この15ページでございます。

過去からの繰り返しになっている部分もございますが、まず、第1番目に、私どもにできることは登録政治資金監査人に対する研修といった部分が一番大きいだろうということで、研修資料の解説部分における記載の重点化、それから今年度好評をいただいた、演習問題を充実させて、そういった事例をよりわかりやすく説明できないかというものでございます。

具体的には①のところ、政治資金監査チェックリストや監査報告書チェックリストによる確認項目ごとに解説の重点化を図りますとともに、確認項目との対応関係を示すことで、逸脱等の発生を防止することができないだろうかと考えております。

また、演習問題につきましては、例えば徴難事情に該当しない領収書等の紛失に係る支出について、徴難明細書に記載した事例など、今回の調査結果において、実際に把握できた事例を用いることで、より実務に即した内容にしてはどうかというように考えているところでございます。

それから計算誤りに対しては、やはり総務省がホームページに無償提供しております、会計帳簿・収支報告書作成ソフトの導入を図ることが一番有効であろうということで、登録政治資金監査人を通じまして、政治団体の会計責任者にこういったソフトをより導入していただけるよう、働きかけていくことが重要ではないかと考えているところでございます。

以上が今年度の調査結果の概要でございます。よろしくお願いたします。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

【小見山委員】 お願い側の、こういうふうに書いてくださったことをもう一度お願いでございますが、本当に単純なミスで、転記のミスとか計算のミスでも完全になくしたいものですから、ぜひソフトの周知徹底というか御利用お願いを、強く先方というか、会計責任者の方たちにご理解いただくよう、働きかけてください。それだけお願いでございます。

す。

【水谷参事官】 私ども適正化委員会事務局としては、政治資金監査人の方に対する周知が中心になりますので、そこはぜひ政治資金課の御尽力も賜って、会計責任者の方に何とかそういった状況が届くように努めてまいりたいと思います。

【田中委員】 この不備の内容、あるいは登録政治資金監査人に対するアドバイス等の内容については、昨年と大体同じような内容ということですか。特に何か新しいものはありますか。

【水谷参事官】 件数的には増えたり減ったりありますが、おおむね多いものはやはり多いという状況でございます。

【田中委員】 今回特に新しく出てきたものはないということですね。

【加松事務局長】 1点、政治資金監査報告書の記載内容の不備については、例えば8ページ、これは選管アンケートでございますけれども、8ページのQ2で、監査の概要の中で不備を指摘することはありますかというのを、昨年24選管から不備と言っていたところが、不備がなかったというところが32選管に増えているというようなを見れば、ちょっとずつではありますが、不備が少なくなっているような傾向もうかがえなくもないというようなところもあります。そのほか不備を指摘する事項はありますかという質問に対しまして、なかったというようなところが項目を見ると増えているようなところもあるところを見ますと、改善の傾向というのは見られるかという感じを受けとめられます。ただ一方で、やはりあったというところも相当ありますので、引き続き個別指導、助言及び研修の中で注意喚起を徹底していきたいと考えております。

事項的には、新しい、全く新規の指摘というのは全般的に見て、ないような感じでございます。

【大竹委員】 13ページに各県選管からの意見が出ているのですが、13ページの12の(1)の下2つはかなり厳しい意見が選管から指摘されていますが、これはそれぞれ1・1ですが、これは同じ選管と理解していいのですか。それとも違う選管ですか。

【水谷参事官】 実際、正直に申し上げますが、今回質の向上でも非常に細かくチェックをしていただいた、東京都選管からいただいた意見でございます。第一段階として、しっかり監査人がするようにしてくれ。それでもだめな監査人についてはもう資格停止をしろというかなり厳しい意見をいただいたと理解しております。

【大竹委員】 なるほど、わかりました。それからいろいろな意見が各選管から寄せら

れているのですけれども、これに対して何か打ち返したいなのはされるのですか。特段お答えなしで聞きっぱなしとなるわけですか。

【加松事務局長】 これは個別に回答するという形で聞いておりません。アンケートとしてお尋ねしておりますので。これに対しましては、次に御説明いたしますフォローアップ研修で、こういうふうに重点的にしていくというのを私ども各選管に対しては、こういう形で研修をやっているというような、研修テキストもお配りしていますし、いろいろな意見交換の場でこうやっているのという形のいろいろな機会を捉えて説明していますが、アンケートに対する個別の打ち返しというのとはしておりません。

【大竹委員】 はい、わかりました。

【伊藤委員長】 今、言われた意見交換というのはどういう……、定期的に何かやっておられるのでしょうか。選管との。

【加松事務局長】 これは全ての選管ではないのですけれども、フォローアップ研修を行います主要都市を管轄する選管につきましては、フォローアップ研修を行う日の当日、あるいは前日に選管の方にお邪魔いたしまして、それでどういうふうな状況かということとか、あるいは御要望ですとか御指摘ですとか、そういうふうなのは個別にフェーストゥフェースで意見をいただいております。内容はこのアンケートでいただきます内容の範囲は出ないのでございますけれども、そうやって直にフェーストゥフェースで意見を伺うような機会もつくっております。

【伊藤委員長】 ほかにございますでしょうか。では、本議題については、了承いただいたということよろしいですか。

(「はい」の声あり)

【伊藤委員長】 次に、第3の議題といたしまして、「政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について」の説明を事務局にお願いします。

【水谷参事官】 お手元の資料3と資料Cに基づいて御説明申し上げます。あと、可能であれば、先ほど説明しました資料Bの15ページもお開きしておいていただけますでしょうか。後ほど触れたいと思っております。

まず資料3でございます。前回、ざっとイメージを御説明しましたがけれども、今回このフォローアップ研修資料を作成するに当たって、その全体構成を整理したものがこの資料3でございます。

まず、トピックス的なものとして1番、2番。まず、政治資金監査の質の向上について、

取り組みの趣旨、結果、そして登録政治資金監査人の方々に流した実際の実例について、掲載をして周知を図ってまいりたいと考えております。

2番目が、先ほど本日の議題の1番目で御議論いただきました、政治資金監査マニュアルの改定について、業務制限の範囲に関する政治資金規正法施行規則の反映といった改定について、掲げております。

それから、こちらは前年行っておりますが、昨年1年間の間で改定したQ&Aの内容について、ご紹介をする。

4番目がこれは例年行っておりますが、政治資金監査のポイントと申しますのを、政治資金監査チェックリスト、あるいは政治資金監査報告書チェックリストに基づいて、わかりやすく説明をしていきたいという構成になっております。

5番目が演習問題というような形になっております。

具体的に見ておきますと、まず先ほどの資料Bの15ページのところで、研修資料の解説部分において、記載の重点化を図るところでございますが、このお手元の資料Cの附箋がついております、34ページ。質の向上、あるいは先ほど説明した毎年の調査で挙がってまいりました収支報告書と領収書等の記載が整合的でなかったという点につきまして、まずチェックリストとしては会計帳簿と領収書との突合というところに該当するわけですが、この★でイタリックで書かれておりますのが、よく見られた誤りの事例でございます。収支報告書の支出の目的、あるいは支出の金額、支出の年月日が誤っていた。あるいは領収書等に支出の年月日が記載誤りがあった。領収書等のない支出があったといったようなことがまま見られたわけですが、こういった事例の原因としては、下の注に書かれておりますけれども、そもそも収支報告書に記載すべき事項について、会計帳簿から転記誤り、あるいは転記漏れがあったと考えられるか、あるいは大元となる会計帳簿と領収書の記載が整合的でなかった、いずれかの問題であろうかと思っておりますが、いずれにせよ会計帳簿と領収書との突合をしっかりとってくださいというような説明になってこようかと思っております。

具体的には右ページに支出簿でこういうふうにあったら、この領収書、これはイメージとして作成したのですが、こことここを突合して書いてくださいというような説明をいたしておるところでございます。

続きまして46ページ。こちらにも附箋がついているかと思うのですが、23番収支報告書の検算というチェックリストの項目でございます。こちらにも質の向上等でよく見られま

したけれども、表内での検算が誤っていた、計算誤りがあった、それから表間の不突合があったという事例について、収支報告書の様式を掲げながら、まず検算につきましては表内のここが合計欄、各項目とその他の支出を合わせたものが合計欄に来ますと。特に★のところですが、複数ページとなる場合において、各ページの合計欄に当該ページの合計欄を記載していた。複数ページにわたる場合には、合計は最終ページだけに書くというようなことを徹底してまいりたいと考えております。

それから、様式13、14、あるいは16といったところで、表間突合がある事例についても示して、こういったところが突合すべき点ですということをわかりやすく説明してまいりたいと考えております。

以上が先ほど言った研修資料の解説部分における記載の重点化という部分でございます。

続きまして、70ページからは演習問題でございます。演習問題としては70ページ、71ページがまずウォーミングアップ的に、いろいろ知識としての部分の定着、比較的登録政治資金監査人の方から照会があった事例について、御紹介するもの、そして72ページからが事例演習といった形で先ほど言った、いろいろと実際に見られた事例を参考に、こういった領収書、徴難明細書、振込明細書、会計帳簿から監査報告書を作成してみて、これについてどのように思うかという解説をいたしております。この事例の解説ページが86ページ。次の附箋のページが86ページでございます、こういったところに着目してくださいというところで、赤く丸で囲んで説明をするというようなイメージにいたしております。

こちらが演習問題でございます。

資料Bの15ページでもう1点書きました、会計帳簿収支報告書作成ソフトの周知ですが、こちらにつきましては、94ページ、附箋がついております一番最後のページでございます。こちらでこういったソフトがあります、こういったソフトは総務省のホームページからダウンロードができます。さらにオンライン提出もできるので、政治資金監査報告書で電子署名を行う場合には、96ページのような手続ができますといったようなことを御紹介して、これを研修の場でも、こういったものがあれば、先ほどの検算とか表間不突合というものはかなり防げるので、有効だということを啓発してまいりたいと考えている次第でございます。

非常に駆け足で恐縮ですが、フォローアップ研修資料の今回の目玉的なところはこんなようなイメージでございます。

以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

【日出委員】 すみません、日出です。このフォローアップ研修の内容の中で、34ページなどにこういった収支報告書の支出の金額、あるいは年月日の誤りとかいうものがあるのですけれども、領収書そのものの日付と、政治団体の方で出した日付がずれるケースというのは結構多いんですね。その政治団体が複式簿記とか現金出納などをつけているケースの場合は、実際には団体の支出が1月10日だったのだけど、領収書は1月6日であるというケース、ままありますね。そういった場合に、今度それを会計帳簿に出すときには、1月6日を出すのか、複式簿記などでやっていると現金残が少しくずれてしまうわけなのですけれども、その辺の処理の方法がどうも理解していない人が多いのではないかと。例えば、委員限り資料Bの11ページの、2番のQ6の支出報告書の支出に関する箇所について不備等を指摘する事項の中の、その他に、領収書等の記載内容と収支報告書の記載内容（支出の目的、年月日）の不一致というのがあるんですね。これが去年より若干ですけれども、増えているんです。こういったことは、この辺の話がやはり監査人の方、あるいは会計責任者、団体の方でもおそらく統一された形で行われていない結果ではないのかと。非常に細かい問題なのですけれども、考え方なので、ここをぜひ統一化をお願いしたいという点の一つ。

それからあと、先ほど表間の不一致という話があったのですが、私はこの収支報告書そのものの各政治活動費の中の科目ごとに全部合計欄を置いておいて、それは最後に合計を出しなさいよという、表のつくり方がおかしいのではないのかと思うんです。もしそうなのであれば、中計あるいは小計でもいいのですけれども、二段書きをして、このものが小計なのであれば小計欄に書きなさい、最後にトータルなのであれば合計を書けというふうな表そのもの自体も少し考えていく必要があるのではないかと思うので、今すぐの話ではありませんけれども、そういったことも逆にこちら側の方として考えていく余地がないのかどうか、検討をお願いしたいなと思っています。

【水谷参事官】 今、日出委員から御指摘のいただいた、日付が政治団体が支出した日と領収書の日付の関係ですが、前回大竹委員からも御指摘をいただいたお話かと記憶しております。

一応事務的に、一体実務でどのようにされているのか、政治資金課の担当等にいろいろ

話を伺ってみましたところ、まさに政治団体の認識によって処理をしているのではないだろうか。最初から政治団体の方が国会議員政治団体の会計責任者の方が、立て替えておいてくださいねと言って、意思を通じていて、それで後で精算的にやったのであれば、当初の領収書で支出の日とすることもあろうし、逆に後で立て替えておいた人から、これを立て替えておいたからお金をちょうだいと言われて、立て替えておいた人に領収書を切ってもらうのであれば、その日が政治団体の支出の日になるのであろう。最終的には、法律論というよりも、認識論的なのではないでしょうか。ただ、それはまだ多分に詰めた話ではなくて、今の時点での実務ではどのような感じですかという質問に対して、そのような話をいただいているところでございます。

【森政治資金課長】　今は、政治団体の方の支出をした日を書くということになっておりますので、それは立替えであろうが何であろうが、その方が例えばものを買いました、政治団体のためにものを買いましたとなると、買った日が政治団体の支出の日ということになります。ですから、原則としてそれは領収書の日付と一致をしてくと認識をしておるところでございます。

【水谷参事官】　それと2点目の……。

【日出委員】　ごめんなさい。私らの通常の考え方とすると、その会社から出てきたものを中心にしてものを考えるので、書き方としては、例えば1月10日に支出されて、1月6日に実際には立て替えられて、1月10日に会社の方から出たといった場合は、会社の方から出た、あるいはその事務局から出たときが支出とこちらは考えているんです。だから、帳簿の書き方としては、1月6日分の経費を1月10日に今日出したというふうな書き方をすれば、それは両方書きますわね。1月10日に現実に出ていて、6日に立て替えられたというふうなことを書けば、そのまま1月10日の支出であっても、1月6日の領収書日付であっても、そういう項目が書いてあれば、特に問題とはしないのかと思うのですけれども、おそらく選管あたりにいくと、それは違いますよというような格好で直されるのかなと思うのです。

やはりこれは会計的な慣行と実際的な考え方の違いなのかと思うのですけれども、そこはそういった書き方で許されるということにはならないのですか。

【森政治資金課長】　小口現金とかを渡していたりとか、そういう制度ではないので、どれぐらいに支出の権限を当該者に渡しているかというところは、これはわからないところではあるのですけれども、ただ、その人は、あくまでその政治団体の、いわば機関とし

て、そのものを買ったというときに、それはそこで政治団体の支出になったというのが一般的に考えられることではないかというふうには思います。

そうしないかというか、実際にこれまでも日付がなぜずれているのかというようなこととか、そういうようなことでやはりメディア等からも相当問い合わせなんかがあるというようなこともありますので、政治団体の説明責任からしても、どうなのかというところが正直あるかというふうに思います。

【日出委員】 単式簿記でやらないとだめなのですよ。

【森政治資金課長】 法律もそういう仕組みなので。

【伊藤委員長】 今、日出先生が言われたようなことでいきますと、備考欄みたいに何か書くというやり方も実際にやっているわけですよ。

【日出委員】 やっています。摘要欄にそれを書いています。

【伊藤委員長】 少し書くのも面倒くさいかもしれませんが、そうやってきちんと書いておけば、それは不突合ではない……。

【日出委員】 やっぱり一番は、我々がやっているのは、複式簿記でやっていますから。その会社というか、大部分はそうですけども、その現金がいつ動いたということが非常に大切なことなのです。そこに現金の残が常にありますので、それが領収書の日付でやっていると、現金出納などというのはめちゃくちゃになってしまうという話になります。やはり出した日は、その事務局で出した日が出した日なのだと。確かに立て替えはされておりますけれども、それは事務局的に考えれば、立て替えていただいたのは確かだけれども、それはそこに摘要欄に併記すればそれで十分だと。そのときの現金の残だけは間違いありませんので。

今の考え方はあくまでも領収書の日付ですから、極端な話、3カ月前の領収書が出てきても、3カ月前の支出で書きなさいということになるのですよね。こうなるとやはり、今のやっている感覚といいますか、大きい団体になればなるほど複式簿記を活用しているところも多いだろうと思うのですね。それ以上にそこは内部でやっている会計帳簿と収支報告に載せるものがちょっと変わってくるのではないかというふう思うのです。

【加松事務局長】 収支報告は現金主義を基本としているから、そのような形になってくるかと私は思うのです。複式簿記の話ですと、先ほど委員が言われた発生主義的な考え方で、現金の動きとの、時点との、帰属年度との違いというものが出てきますが、収支報告の場合はあくまでも支出は現金主義を基本としておりますので、やはり実際に出した日

の、領収書をもらった日付に合わせるということが基本的なことかと思えます。

【日出委員】　そこは考え方が違うのですね。発生主義、現金主義といっても、現金主義はどこ会社、事務局のお金が出ていったのかどうかというところをスタートにするのかどうかなのですね。会社がわからないで、ほかの人が会社のために思ってお金を払ったこともあるだろうと思うのですけれども、やはりそれは会社なり、あるいは団体の事務局からいつ出たかということが一番正しい話なので、そこからスタートすべきなのでも、本質的に考え方がずれていると思うんです。

【森政治資金課長】　第三者、その間に入った方が第三者で、政治団体の方でないような第三者が何かものを買って、その方から購買した場合には、その方との関係で、その方に支出した日が支出日になり、その方に対してが支出の相手方になるわけでありまして。ところがものを買って、例えば店からそのものを買ったということになると、政治団体に所属する方が、その政治団体のためにものを購入したというような場合には、その方がいわば政治団体の機関としてものを買っているわけですので、その時点をその政治団体の支出というふうに認識するということが一般的にこれまで取られていることかというふうには思っております。

【大竹委員】　よろしいですか。政治資金規正法の形式的に言えば、政治団体の支出については、代表者または会計責任者のみしか支出できないんですね。それ以外の場合には、意を通じて支出するということですから、前の日付であれ何であれ、その段階では会計責任者の意を通じて支出しているという建前になっているわけです。ですから、政治団体が知らないうちに、誰かが何かを支出して、それを後から請求するということは本来あり得ないということが法律の仕組みだろうと思っております。

ところが実際はなかなかそれでは整理できませんので。

【日出委員】　それはでも、予定はされていますよね。たしか、第三者の支出も。

【大竹委員】　それは意思を通じないとだめなのだと思うのですけれども。

【日出委員】　やる場合もありますよね。

【大竹委員】　いや、本来意思を通じていなければ支出できないのだろうと思うんです。規正法上はそうではなかったですか。

【水谷参事官】　10条。

【日出委員】　こういうように収支報告の領収書との日付の違いというのはやはり、おそらく原因はそういったところに多いので、その考え方が統一されるべきだろうと思う

のです。正直な話、今我々、例えば税理士、公認会計士もそうですけれども、何かなじまないですね。これは今ここで議論すべき項目ではないかもしれませんが。あとは表の方もひとつご検討をお願いします。

【小見山委員】　　ちょっとよろしいですか。公認会計士・税理士側はふだん銀行や現金の残高ということを常に意識して仕事をしておりますので、実際に団体なり会社から支出したときに残高が合わないとならぬですね。ですから今のように仮払いを先に誰かがされたとしても、帳簿ではその仮払いの精算をした日をもって記帳するのですね。例えば1月10日なら10日と。それは常に残高を保とうと意識しているのです。1月10日の帳簿で1月6日の記録を出て、また1月6日の残高を変えましょうとはせずに我々は仕事をずっとしてきているわけです。ただ、今の太田委員とか資金課長や皆さんのお話を聞いて、我々と違う認識の中でこの法律が建て付けされていて、いわゆる残高は書きませんから、残高を認識せずに支出というものを考えているのですね。残高を考えないで支出を考えるというように税理士の先生、会計士の先生方の考え方を柔軟にさせていただくことが必要ではないかと思えます。私も今日いろいろ話をお聞きしていて、大変勉強になりまして、その辺は大切なところだと思いますので、それを言ってさえくたされれば、フォローアップ研修で、ほとんどの先生方は御認識できるのではないかと思えます。

【伊藤委員長】　　今のお考え方と多少違うわけですがけれども、それは総務省のこのソフトとの関係では何の混乱もないのですか。

【森政治資金課長】　　今の話は領収書との突合……

【伊藤委員長】　　会計帳簿作成ソフトというものがあるのだけれども、どちらの考え方も同じですか。

【日出委員】　　今の考え方は総務省の、規正法の考え方からすれば、ソフトの中に入力する際にあくまで、領収書の日付で入れろという考え方……

【伊藤委員長】　　領収書を見てやると。

【大竹委員】　　会計帳簿。

【日出委員】　　会計帳簿と言っていますけれども、結果的には領収書の日付でないとおかしいことになってしまいますよね。会計帳簿に入れば自動的に収支の方に行くようになっていますので、考え方はそうなのですがけれども、ところがおそらく、金銭出納などをつけている団体のケースの場合はそうはいかないだろうと思うのですよね。

【伊藤委員長】　　合わなくなってしまうね。

【日出委員】 自分のところから出した日付で思わず入れてしまうので、1日、2日とか、あるいは1週間ぐらいのずれが出てくる可能性はあると思います。その辺の認識の違いがやはり結構根本にあるので、おそらくこういった誤りはなくならないだろうと思うので、フォローアップなり何なりでも、考え方を変えてもらわないと、規正法上の正しいものにならないかと。

【伊藤委員長】 ちょっと検討してみてください。

【加松事務局長】 そのこのところはよく監査人に。まずは現行制度の考え方をちゃんと理解していただくように、研修の中でも触れて、取り入れ、説明をしていくような形で今後少し工夫を考えてみたいと思います。

【日出委員】 すみません、何か長々な話になってしまって。後は収支報告などでも、実は繰越金というものがあるのですけれども、何かよくわからないのです、繰越金というのは、正直な話。実態が何も、裏つけも何もない数字の塊になっている、我々から見ると。ですから結局一度でも訂正されると、繰越金も平気で変わっていくと。先ほど小見山先生も言いましたけれども、我々は残高というものを常に、複式簿記なので左右が必ず合うということは、最終的には何かの残高が、きちんとその内訳にマッチするというものを常にチェックしながらやっていくので、ところが収支報告はあくまで出ていった、入った、その残高ということで、間違えば残高が自動的に訂正されるようになって、その根拠が全くない。本来であれば現金であり、預金が残高を構成するはずなのですけれども、動きようがないはずのものが、動いてしまうという考え方に我々はとらわれてしまう。

【小見山委員】 そうなのです。ですから、そういうこともあって、少しその辺は、我々の今まででやっていることとちょっと違う世界ということですから、そういうことも踏まえた中で、フォローアップ研修でやっていただければと思います。

【森政治資金課長】 それこそ、例えばパスモとかあいつたものを買ってチャージをして、それで例えば交通費にしか使わなくても、例えば1万円チャージをして、1万円現金が出ていきますけれども、実際にそこから使われた交通費は例えば5千円だとすると、5千円という計上をするわけですね。そういう意味でもその分の残高とはやはり合わないのかと。それをどの年にどれだけの利益が出たかとかそういうことを考える複式簿記の世界とは、そもそものところがやはり違っているのかという感じはいたします。

【日出委員】 昔の法律ですからね。

【伊藤委員長】 よろしいですか。

【田中委員】 研修資料のつくり方について、提案があります。研修に来ていただいた監査人に、今日いろいろ御説明があったような、不備等をちゃんと頭に入れていただくために、資料の冒頭に監査人に伝えたい重要な点を要約して記述してはどうでしょうか。1ページか2ページぐらいでよいかと思えます。今日配られた資料の3は目次なので、目次ではなくて、例えば1の質の向上についてはこういう報告書、質の取り組みをやった結果、こういう内容でした、ここがポイントですといったイメージです。業務制限の話は簡単で、こういう業務制限に変わりましたと。3と4は同じで、特に不備のあったところを、ここが大体多かったと。それからソフトウェアを使ってくださいよと。この内容だけは確実に頭に入れて欲しいことを書きます。対応はお任せします。あるいは口頭でそういう説明をしてもいいとは思いますが、要は資料が非常に厚いので、持ち帰っても忘れてしまうと思ったからです。

【加松事務局長】 委員長。研修資料の冒頭に、はじめにという形で特に伝えたい、注意喚起したいところを1点目は質の向上ではこういうことが挙げられたから、こういうことに注意してほしい。2点目はマニュアルはこういうように変わったので注意してほしいというような、項目立てするなりなんなりして、わかりやすい、要約的なものを工夫させていただければと思います。

【伊藤委員長】 それでは、この第3の議題については了承いただいたということでしょうか。

(「はい」の声あり)

【伊藤委員長】 次に第4の議題といたしまして、「登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について」の説明を事務局をお願いいたします。

【水谷参事官】 都道府県別及び士業別登録政治資金監査人の登録状況、資料4と、前回御議論に挙がってまいりました、登録及び抹消の状況、資料5について御説明申し上げます。

まず、登録状況でございますが、先月第5回の委員会、2月12日以降の変更点は、登録者数で1名減っております。内訳としては、会計士が1名増、税理士が2名減でございました。研修の実施状況を先に説明申し上げますと、2の研修の実施状況ですが、平成27年度合計は168名となっております、前回に比べて10名ほど増えております。これが3月11日現在でございます、3月23日に大阪で希望があつて研修を行いまして、21名ほど研修を行いましたので、それとあと個別に研修を受けていらっしゃる方がいら

っしゃいますので、もう若干25名程度これに加えて、今年度としては増える見込みでございます。あと、フォローアップ研修等については前回から変更はございません。

資料5。こちらが今回新たにおつくりした資料でございます。登録及び抹消の状況を制度ができ上がって以来の、これまでの傾向でお示ししたものでございます。登録者数につきましては、御覧いただければ一目瞭然のとおり、初年度2,500名から始まりまして、今年度は今のところ171名と逡減してきております。これに対して、抹消が毎年少しずつ増えてきておりまして、平成27年度は88名。この内訳を申しますと、本人から申請があつて抹消してくれというのが59名。死亡が22名。業務を廃止するというものが7名でございました。

三士業の内訳で申しますと、弁護士の方が4名、会計士の方が15名、税理士の方が69名で、この構成比としてはほぼ、全体の構成比と同じような割合となつておるわけでございます。

御覧いただければおわかりのとおり、登録件数が逡減し、抹消件数が少しずつ逡増しているということから、増減の幅も年々少なくなつてきておりまして、今年度は昨年度の半分近くまで落ちています。全体では現在4,691名の登録者数となっているという次第でございます。

以上でございます。

【伊藤委員長】 この件について、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

本議題についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【伊藤委員長】 本日の議題は以上でございますが、事務局から何かございますか。

【水谷参事官】 本日の委員会の審議状況については、委員会終了後、総務省8階の会見室におきまして、事務局長によるブリーフィングを予定しております。その際、本日の公表資料につきましても、その場で配付する予定でございます。なお、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先に、3月28日、来週月曜日の夕方ごろに確認の御連絡をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

【伊藤委員長】 それでは、以上をもちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いします。

【水谷参事官】 次回の委員会についてでございますが、日程調整をさせていただきます

した。多くの委員にいろいろ御迷惑をおかけいたしました。最終的に6月6日月曜日の午後1時半より開催させていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

【伊藤委員長】 本日は長時間にわたり熱心に御審議いただき、ありがとうございました。